

国が支える 担い手積立金年金(愛称)

しっかり積立て、がっちりサポート！  
安心で豊かな老後を

# 農業者年金

加入要件

60歳  
未満

国民年金  
第1号  
被保険者

年間  
60日以上  
農業に従事

上記の要件を満たす人は誰でも加入できます。

また、農地を持っていない農業者、配偶者、後継者などの家族従事者も加入できます。

ポイント

## ① 少子高齢化時代に強い年金です。

- ・積立方式の確定拠出金制度です。
- ・加入者・受給者数に影響されない長期的に安定した制度となりました。

ポイント

## ② 保険料は経営状況や老後の生活設計に基づいて自由に設定できます。

- ・月額2万円を基本として、千円単位で6万7千円まで自由に選択でき、随時変更可能です。

ポイント

## ③ 80歳までの保証付き終身年金です。

- ・年金は生涯受給できます。
- ・仮に加入者・受給者が80歳前に死亡した場合でも80歳までに受け取るはずであった農業者老齢年金の死亡時点での現在価値に相当する額が死亡一時金として遺族に支払われます。

ポイント

## ④ 公的年金ならではの税制面でのメリットがあります。

- ・支払った保険料は全額(最高80万4千円)社会保険料控除の対象となり、所得税・住民税の節税につながります。(支払った保険料の15~30%程度)
- ・年金資産の運用益については非課税です。

ポイント

## ⑤ 正確な情報を個々の加入者にお知らせしています。

- ・毎年6月に、個々の加入者に納付状況や運用収入の配分結果および残高など(年金原資の積立状況)についてお知らせしています(付利通知を送付しています)。

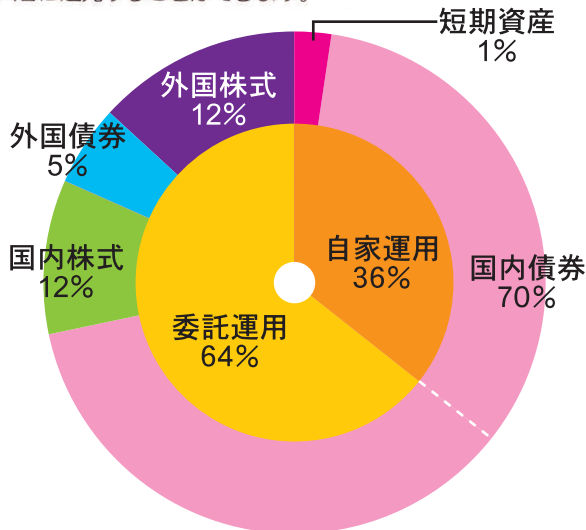


## ポイント ⑥安全・効率的な運用を行っています。

- ・年金資産は、安全面を重視した運用を行っています。
- ・運用にかかる経費(事務経費・職員費等)は基本的に国が負担していますので、多くの運用益を加入者に還元することができます。



基本的な  
資産の  
構成割合



平成21年度の運用収益は108.5億円  
修正総合利回りは9.14%  
平成17～21年度の5年間の平均利回りは1.36%

これで老後は  
安心だね!

僕たちも  
加入したよ!



## ポイント ⑦意欲ある担い手には、国からの保険料助成が受けられます。

- ・一定の要件を満たす人には、政策支援として国から最大で1万円(50%)の保険料助成が受けられます。

### 政策支援要件

- ・保険料助成要件を満たす者。
- ①60歳までに20年以上保険料納付が可能。
- ②控除後所得が900万円以下。
- ③区分1～5のいずれかに該当

区分	補助対象者	国庫補助額 (自己負担分の特例保険料)	
		35歳未満	35歳以上
①	認定農業者で青色申告者	10,000円 (10,000円)	6,000円 (14,000円)
②	認定就農者で青色申告者		
③	①又は②の者と家族経営協定を締結し 経営に参画している配偶者又は後継者	6,000円 (14,000円)	4,000円 (16,000円)
④	認定農業者又は青色申告者のいずれか 一方の要件を満たす者で3年以内に両方を 満たすことを約束した者		
⑤	35歳未満の後継者で35歳(25歳未満の 者は10年以内)までに①の者になることを 約束した者		—

認定農業者  
なので  
政策支援を  
受けます



- ・政策支援加入者については、保険料は2万円で固定されます。
- ・保険料助成期間は、①35歳未満のであれば要件を満たしている全ての期間、②35歳以上では10年間を限定とし、最長で20年間(補助額は最高216万円)です。

お問い合わせ、申し込みは最寄りの農業委員会・JAまで

国庫補助額とその運用益は、個人ごとに積み立てられ、原則65歳から特例付加年金として受給できます。

特例付加年金を受給するには、農地等の経営継承が必要ですが、経営継承の時期についての年齢制限はありません。

自分で積み立てた分は、65歳から農業者老齢年金として受給することができますので、65歳から農業者老齢年金を受給しながら農業を続け、本人の体力などに応じて特例付加年金の受給時期を決めることができます。

## 国庫補助金も自分の年金として受け取れます!

### 農業者老齢年金と特例付加年金

